

わが国監査基準の新展開 —ゴーイング・コンサーン問題への対応—

林 隆 敏

I はじめに

2002年1月25日に、企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、わが国的一般に認められた監査基準の中核をなす「監査基準」が抜本的に改訂された。この改訂において、ゴーイング・コンサーン問題（以下、GC問題）に関する規定が導入され、2003年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されている。また、「監査基準」におけるGC問題への対応を受けて、日本公認会計士協会（以下、JICPA）は関連する実務指針の新設、修正を精力的に行っている。

本稿では、わが国的一般に認められた監査基準におけるGC問題への対応を体系的に整理、検討し、必要に応じて国際監査基準（以下、ISA）570¹⁾およびアメリカ公認会計士協会の監査基準書（以下、SAS）AUセクション341²⁾との比較を行うことによって、現在の規定に内在する問題点、今後の基準適用上想定される問題点、および今後の研究課題を明らかにしたい³⁾。

- 1) International Federation of Accountants, International Standards on Auditing 570, *Going Concerns*, revised June 1999.
- 2) AICPA, SAS AU Section 341, "The Auditor's Considerations of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern," *Codification of Statements on Auditing Standards (including Statements on Standards for Attestation Engagements) Numbers 1 to 93*, AICPA, 2001, pp.353-358.
- 3) 次の文献において、GC問題への対応の国際制度比較がなされている。八田進二編著『ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査』（日本監査研究学会研究シリーズXIV）中央経済社、2001年。

なお、本稿では、「監査基準」以外に次の実務指針を主な検討対象としている。(1) JICPA監査基準委員会報告書第22号(中間報告)「継続企業の前提に関する監査人の検討」(以下、GC監査実務指針)、(2) JICPA監査委員会報告公開草案「継続企業の前提に関する開示について(案)」(以下、GC開示実務指針案)、(3) JICPA監査委員会報告公開草案「監査報告書作成に関する実務指針(中間報告)」(以下、監査報告書実務指針案)。

II 経営者および監査人の責任

GC問題への制度的対応においては、経営者および監査人の責任ないし役割をどのように規定するかが最も基本的な問題となる。これについて筆者は、経営者責任型と監査人責任型という二つの考え方を整理できると考えている。経営者責任型は、まず経営者に対して自社の継続企業としての存続能力(または継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性)の評価と関連情報の開示を要求し、監査人には経営者による評価や情報開示の適切性、十分性の評価を求める考え方である。一方、監査人責任型は、まず監査人に対して被監査会社の継続企業としての存続能力の評価を求め、存続能力に重大な疑義が存在する場合などにはじめて、経営者に関連情報の開示を求める考え方である。両者の相違は、継続企業としての存続能力に疑いがあるという現実と、継続企業の前提という企業会計上の仮定との関係をどのように捉えるかに求められる。いずれの考え方に基づくかにより、財務諸表における開示内容、監査意見形成プロセス、監査報告上の意思決定などに差異が生じる。なお、ISA570は経営者責任型、SAS AUセクション341は監査人責任型を採用している。

わが国の「監査基準」は、監査人の責任はあくまでも二重責任の原則に裏付けられたものとの考え方に基づき(前文三・6(2))、経営者責任型を採用している。監査人責任型を採用しているアメリカにおいても、経営者責任型への変更が求められている状況にあることから⁴⁾、「監査基準」の考え方は国際的な動向に沿ったものといえる。

1. 経営者の責任

経営者は、財務諸表の作成にあたり、継続企業の前提が適切であるかどうかを評価することが求められている。また、継続企業の前提の評価の結果、この前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況を認識し、最終的に継続企業の前提是適切であると評価した場合には、当該事象・状況について財務諸表に注記することが求められている（GC 監査実務指針第 5 項、GC 開示実務指針案第 3 項）。

ただし、これらはいずれも JICPA 実務指針における要求であり、現時点では会計基準にこうした経営者の責任に関する規定はない⁵⁾。「監査基準」前文において、重要な疑義を抱かせる事象・状況が存在する場合には「財務諸表に注記を義務づけていくことが必要である」（三・6(3)）と述べられている趣旨は、一般に認められた会計基準での義務づけにあると思われる。会計基準において、国際会計基準（以下、IAS）第 1 号⁶⁾のように、経営者の評価責任と開示責任をともに明記することが望まれる。なお、行政上の対応として、財務諸表等規則などの内閣府令を改正し、継続企業の前提に関する注記を義務づける予定であるとされるが⁷⁾、これらの内閣府令は基本的に開示に関する基準であることから、開示すべき内容のみが規定されることになる。

-
- 4) AICPA, Public Oversight Board, *The Panel on Audit Effectiveness, Report and Recommendations*, August 31, 2000, par. 2.190. 山浦久司監訳、児嶋隆・小澤康裕共訳『公認会計士監査－米国POB：現状分析と公益性向上のための勧告－』、白桃書房、2001年。なお、SAS第59号の採択時（1988年）にも、GC問題への監査人の対応を求める前に、まずは企業のリスク・不確実性に関する開示の充実が必要であるとの反対意見が複数の委員から示されている。
 - 5) （公開草案が確定したとしても）JICPAのGC開示実務指針がわが国的一般に認められた会計原則を構成するものであるかは意見の分かれるところであろう。
 - 6) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standards No.1, *Presentation of Financial Statements*, July 1997, par.23.
 - 7) 脇田良一他稿「監査基準の改訂をめぐって」『JICPAジャーナル』第560号、2002年3月、23-24頁。なお、本稿脱稿後の2002年9月20日に内閣府令案が公表された。

2. 監査人の責任

監査人に対しては、監査計画の策定およびこれに基づく監査の実施において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況の有無を確かめ、重要な疑義が認められる場合には、当該疑義に関する適切な開示が行われているか、継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが適切であるかを検討することが求められている（「監査基準」第三・一・5、同・二・5、同・三・5、GC監査実務指針第7項）。このような規定の前提には二重責任の原則があり、監査人は、会計処理や開示の適正性に関する意見表明の枠組みの中で経営者の評価・開示を検討することが予定されている。

なお、継続企業の前提に関する経営者の評価・開示が適切であるかを検討するためには、監査人自身も、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況の有無、および継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することの適切性を検討しなければならないことは言うまでもない。ただし、監査人に対して、企業の存続能力そのものを認定し、企業の存続を保証する責任（役割）は課されていない（「監査基準」前文三・6(2)、GC監査実務指針第7項）。これは国際的に共通の認識である。

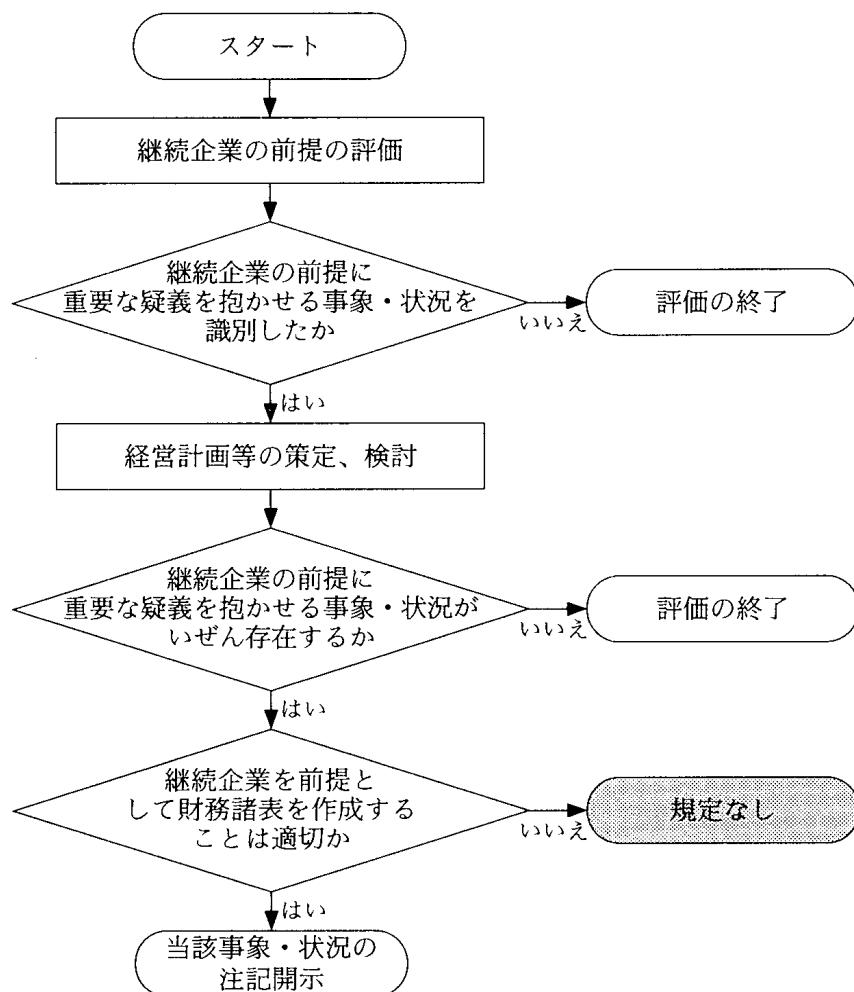
III 継続企業の前提にかかる評価と開示

経営者による継続企業の前提の評価と開示の内容を、「監査基準」、GC開示実務指針案、およびGC監査実務指針の規定内容に基づいてフローチャートで示したものが、図1である。

1. 継続企業の前提の評価

GC開示実務指針案は、経営者による継続企業の前提の評価責任について、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成する責任は経営者にある。したがって、経営者は、財務諸表の作成に当たり、継続企業の前提が適切であるかどうかを評価することが求められる。」（第3項）とする。そして、この評価は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる

図1 経営者による評価と開示のフローチャート



事象・状況を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応また経営計画（以下、経営計画等）を含み、少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間にわたり企業が事業活動を継続できるかどうかについて、入手可能なすべての情報に基づいて行うことが求められている（第5項）。

2. 重要な疑義を抱かせる事象・状況の識別

上記1の規定に基づき、経営者は継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況が存在するかを検討することになる。その第一段階が重要な疑義を抱かせる事象・状況の識別である。GC開示実務指針案の文言上は明確で

はないが、論理的には、まず事象・状況を識別し、次いで当該事象・状況に対する経営計画等が策定される。この時点で重要な疑義を抱かせる事象・状況を識別しなければ、継続企業の前提の評価は終了する。

GC開示実務指針案は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況を、財務指標関係、財務活動関係、営業活動関係、その他の四つの範疇に区分して例示している（第4項）。また、ISA 570（第8項）およびSAS AUセクション341（第6項）においても、これとほぼ同様の事象・状況が例示されている。これらに列挙されている事象・状況は非常に広範、多岐にわたっており、また、あくまでも例示例挙であって、実際には個々の事例に依存する性質のものである。これらの事象・状況は単独で疑義をもたらす場合だけでなく、複数の事象・状況が複合的に疑義をもたらす場合もある。継続企業の前提の評価、および企業のリスク・マネジメントの観点から、このような事象・状況の識別をいかに適切に行うかが重要な課題となる。なお、アメリカの監査実務において重要な疑義をもたらすものとして監査報告書に記載された事象・状況を調査した結果では、そのほとんどは財務的問題に関する事象・状況であることが明らかになっている⁸⁾。

3. 経営計画等の策定、検討

経営者は、上記2の段階で識別された事象・状況を解消あるいは改善させるための経営計画等を策定することが求められている。また、当該経営計画等は、財務諸表作成時現在計画されており、かつ、経済合理性があると同時に実行可能性があることが必要である（GC監査実務指針第6項、GC開示実務指針案第7項）。経営者は、企業の存続に影響を及ぼすような事象・状況を識別した場合、当然にそれへの対処策を考えるはずである。問題は、当該経営計画等の経済合理性と実行可能性の判断であろう。この判断をめぐっては、経営者と監査人の見解が対立する可能性が高いと思われる。

8) 拙稿「監査報告書におけるゴーイング・コンサーン問題の記載実態－SECフォーム10-Kの実態分析－」『商学論究』第48巻第4号、2001年3月、145-160頁。

4. 継続企業の前提の適切性判断

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況の識別と、これに対応する経営計画等が当該事象・状況を解消あるいは改善させることができるかについての検討に基づいて、経営者は継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性を判断しなければならない。GC開示実務指針案の文言上は明確ではないが、この判断は概念上、(1)経営計画等の考慮の結果、いぜんとして継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況が存在するか、(2)継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切か、という判断に区分できる。

(1) 重要な疑義を抱かせる事象・状況の存在

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況が識別されたとしても、経営計画等により、当該事象・状況は解消あるいは改善された（重要でなくなった）と判断する場合には、経営者による継続企業の前提の評価は終了する。このような場合、SAS AUセクション341では、当初疑義を抱かせた事象・状況についての財務諸表注記での開示の必要性を考慮することが要求されている（第11項）⁹⁾。「監査基準」前文において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況につながる事項を早い段階から開示する必要性が述べられており（三・6(3)）、当初疑義を抱かせたが最終的に解消あるいは改善された事象・状況についても、同じく開示の必要性を検討すべきであろう。

(2) 継続企業の前提の適切性

経営者は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況がいぜんとして存在すると判断した場合、次に、その影響の程度を総合的に評価して、継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性を判断しなければならない。そして、重要な疑義を抱かせる事象・状況は存在するものの、継続

9) 先述の通り、SAS AUセクション341は監査人責任型の考え方を採用しているので、監査人に対してこうした注記開示の必要性の考慮が要求されている。

企業の前提は適切であると判断した場合、当該疑義に関する事項を注記開示しなければならない。

このような継続企業の前提の適切性判断に関する規定には、経営者に対して「継続企業の前提は適切でない」という選択肢が用意されていないという問題点がある。継続企業を前提とすることの適切性判断を要求するからには、論理的には「適切である」と「適切ではない」という結論とともに想定すべきであろう。企業会計制度は継続企業を前提とした財務諸表のみを想定しているというのであれば、継続企業を前提とすることの適切性を問うことなく、たんに重大な疑義を抱かせる事象・状況の有無のみを問うべきである。また、継続企業を前提とすることの適切性を問うのであれば、継続企業を前提としない財務諸表の作成を認めるべきである。ISA570、SAS AUセクション341では清算基準での作成も想定されている。もちろん、経営者が「継続企業の前提は不適切である」と判断する状況は稀であろうが、日本住宅金融(決算日：平成8年3月31日)や北海道拓殖銀行(決算日：1998年3月31日)の財務諸表では、会社の解散、営業譲渡を前提とした会計処理が行われている¹⁰⁾。この問題点は、後述の監査報告上の意思決定にも関係する。

5. 注記開示

継続企業の前提の評価の結果、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況が存在し、最終的に継続企業の前提が適切であると評価した場合には、経営者は、当該事象・状況について財務諸表に注記しなければならない(GC開示実務指針案第3項および第6項)。注記開示が要求されている事項をISA570およびSAS AUセクション341の規定内容と比較したものが表1

10) 北海道拓殖銀行の当該財務諸表における会計方針の注記、および監査報告書に記載された特記事項は、次の論文で紹介されている。また、経営者が会社の清算を決定し、財務諸表を清算基準に基づいて作成しているアメリカの事例も紹介している。拙稿「特記事項とゴーイング・コンサーン問題—記載実態の分析—」、盛田良久編著『監査問題と特記事項』(日本監査研究学会研究シリーズXV)中央経済社、2002年、85-127頁。

表1 継続企業の前提に疑義がある場合の開示内容

GC 開示実務指針案	ISA570	SAS AU セクション341
<p>① 当該事象・状況が存在する旨およびその内容</p> <p>② 当該事象・状況は継続企業の前提に重要な疑義を抱かせるものである旨</p> <p>③ 当該事象・状況に対する対応または経営計画の内容</p> <p>④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響も財務諸表には反映されていない旨</p> <p>、</p>	<p>① 継続企業としての存続能力について重大な疑義を引き起こす主要な事象・状態、およびそれらの事象・状態に対処する経営計画が十分に説明されているかどうか</p> <p>② 継続企業として存続する能力について重大な疑義を引き起こす事象・状態に関連する重要な未確定事項が存在し、したがって、通常の事業過程においてその資産を実現し、負債を返済することができないかもしれないということを明瞭に述べているかどうか</p>	<p>① 合理的期間にわたって継続企業として存続する能力に関する重大な疑義の評価を生じさせる状態・事象</p> <p>② 当該状態・事象により起りうる影響</p> <p>③ 当該状態・事象ならびに緩和要因の重要性に関する経営者の評価</p> <p>④ 営業活動停止の可能性</p> <p>⑤ (関連する予測財務情報を探む) 経営計画</p> <p>⑥ 帳簿上の資産の回収可能性と分類、および負債の金額および分類に関する情報</p>

である。なお、GC開示実務指針案には参考資料として注記開示の文例が示されている。

表1のとおり、GC開示実務指針案が要求している注記開示の内容はISA570、SAS AUセクション341とほぼ共通している。なお、IAS第1号では、継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせる事象・状況に関連する未確定事項の開示が要求されているのみで、具体的な開示内容は規定されていない。

このようにGC開示実務指針案には注記開示項目が具体的に規定されており、この規定自体は適切であると考えるが、あわせて当該注記の記載箇所お

より見出しについても規定することが望ましい。アメリカにおける注記事例では、その多くが財務諸表注記の冒頭または二番目に記載されており、会社の事業活動全般または財務諸表作成全般にかかる問題として記述されている。しかし一方で、継続企業の前提に関する注記であることが不明確なものも見受けられる¹¹⁾。いかなる注記が適切であるかは個々の事例によって異なるため、注記の記載方法を具体的に指定することは困難であるとしても、継続企業の前提に関する注記は財務諸表全体に関わる性質を有していることに鑑み、少なくとも、財務諸表注記の冒頭部分に記載すること、および継続企業の前提に関する注記であることを明確に示す見出しを付すことが必要であると考える。

IV 継続企業の前提にかかる監査実施

監査人は、監査計画の策定およびこれに基づく監査の実施において、経営者が継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが適切であるかを検討しなければならない（「監査基準」第三・一・5）。監査人による検討は、経営者による継続企業の前提に関する評価を踏まえて行われる。監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況の有無、合理的な期間（少なくとも決算日から1年間）について経営者が行った評価、当該事象等を解消あるいは大幅に改善させるための経営計画等を検討しなければならない（「監査基準」前文三・6(2)）。より具体的には、監査人は、監査計画の策定にあたって、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性その他継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の有無を確かめ（「監査基準」第三・二・5）、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に関して合理的な期間について経営者が行った評価、当該疑義を解消させるための対応および経営計画等の合理性を検討しなければならない（「監査基準」第三・三・5）。

11)拙稿「財務諸表注記におけるゴーイング・コンサーン問題の開示実態－SECフォーム10-Kの分析－」『商学論究』第49巻第3号、2002年3月、91-110頁。

これらの規定は、継続企業の前提に関する検討は従来の財務諸表監査と性質の異なる付加的な業務ではなく、あくまでも通常の財務諸表監査の一環として行われるものであることを示している。これは、「監査基準」前文に示されている「監査人の責任は、企業の事業継続能力そのものを認定し、企業の存続を保証することにはなく、適切な開示が行われているか否かの判断、すなわち、会計処理や開示の適正性に関する意見表明の枠組みの中で対応することにある。」(三・6(2)) という考え方の現れである。

継続企業の前提にかかる監査実施プロセスを、「監査基準」およびGC監査実務指針の規定内容に基づいてフローチャートで示したものが、図2である。継続企業の前提にかかる監査実施プロセスは、基本的に、(1)継続企業の前提に疑義を抱かせる事象・状況の識別と、(2)識別した事象・状況に対処するための経営計画等の検討からなる。これは、ISA570およびSAS AUセクション341にも共通している。なお、監査計画の策定と監査手続の実施についてはGC監査実務指針第8項から第10項に、経営者の評価および経営計画等の検討については同第12項から第16項に、それぞれ具体的な監査手続や留意事項が示されている。

わが国監査基準のみならずISAやSASにおいても、財務諸表の適正性を立証する構造として、財務諸表を経営者の主張の集合と捉え、これに関連づけて個別的要証命題（監査目的）を設定し、個々の命題の適正性を立証し、それらの結果を統合するという構造が採用されている。また、監査計画の策定と監査手続の実施に関する意思決定の論理として、いわゆるリスク・アプローチが採用されている。しかし、上述のような継続企業の前提にかかる監査計画の策定と監査手続の実施が、リスク・アプローチという論理構造においてどのように位置づけられるかは明らかでない。さらには、究極的要証命題である財務諸表の適正性と継続企業の前提の適切性との関係も、理論的に十分整理されているとは言えない。

図2 監査実施プロセスのフローチャート

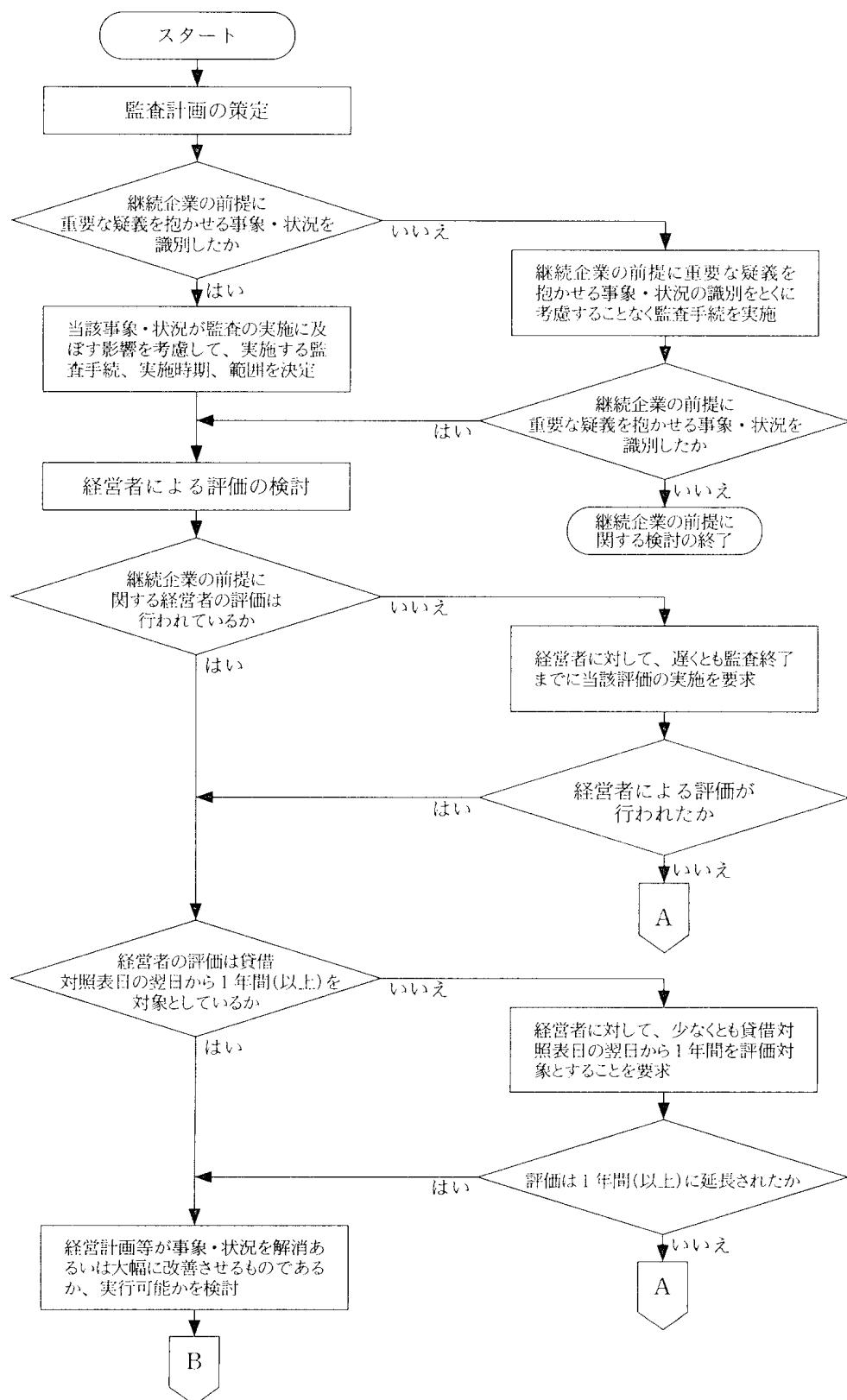
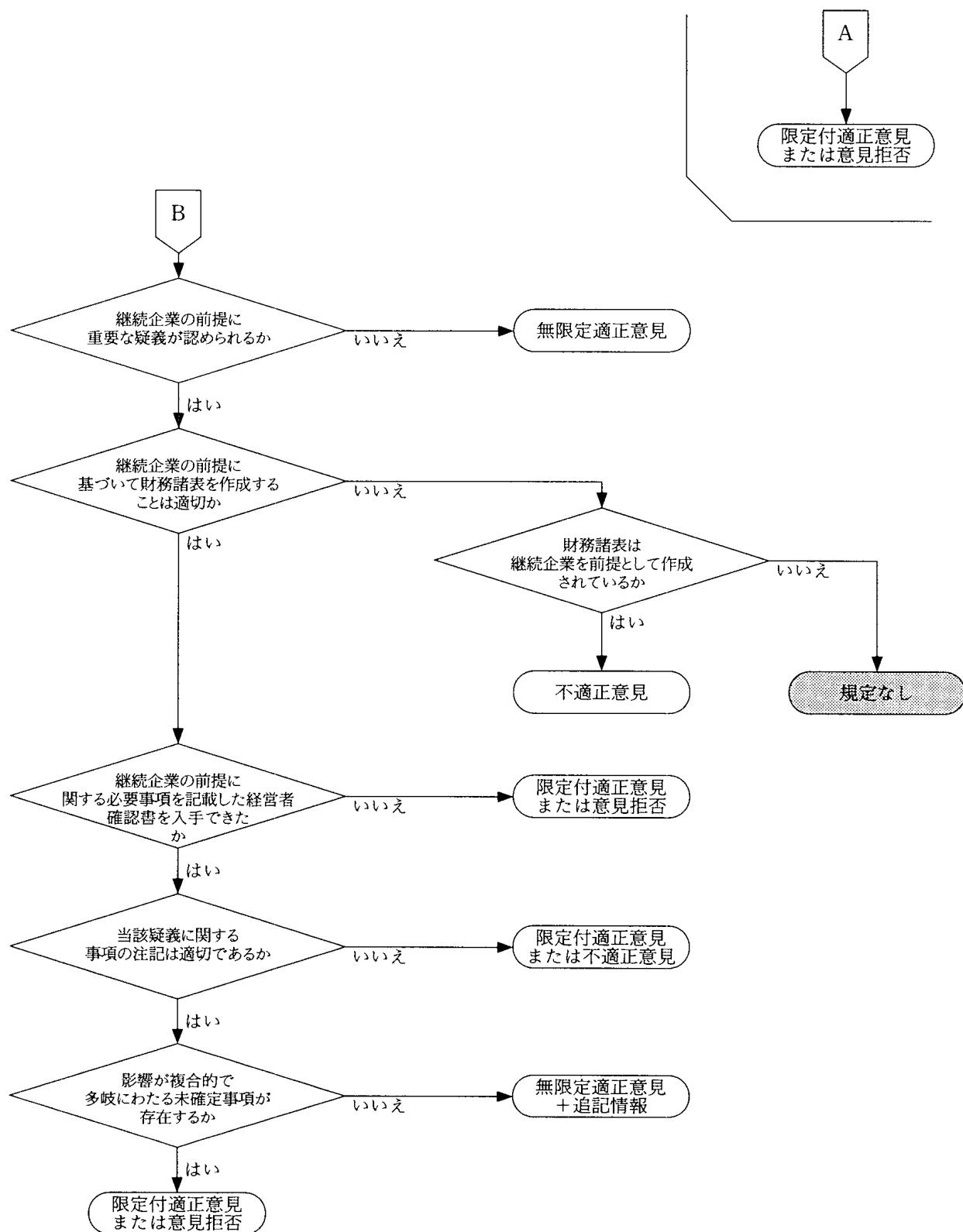


図3 監査報告プロセスのフローチャート



V 繼続企業の前提にかかる監査報告

GC 問題にかかる監査報告局面での意思決定プロセスを、「監査基準」、GC 監査実務指針、および監査報告書実務指針案の規定内容に基づいてフローチャートで示したものが、図 3 である。表 2 は、GC 問題に関する監査報告規定について、GC 監査実務指針、ISA570 および SAS AU セクション 341 を比較したものである。ここでは証券取引法監査における監査報告を検討しているが、商法監査における監査報告（監査報告書実務指針案の IV）との実質的な差異はない。

表 2 GC 問題に関する監査報告規定の比較一覧表

状況	GC 監査実務指針	ISA570	SAS AU セクション 341
継続企業の前提不成立－継続企業を前提	不適正意見	不適正意見	想定していない
継続企業の前提不成立－代替的会計基準適用	想定していない	代替基準が適切であれば、無限定適正意見＋事項の強調	代替基準が適切であれば、無限定適正意見＋説明文節
継続企業の前提に重要な疑義が認められ、当該疑義の開示は適切	無限定適正意見＋追記情報	無限定適正意見＋事項の強調	無限定適正意見＋説明文節
継続企業の前提に重要な疑義が認められ、当該疑義の開示は不適切	不適正意見または限定付適正意見	不適正意見または限定付適正意見	不適正意見または限定付適正意見
経営者から合理的な経営計画等が提示されない	限定付適正意見または意見拒否	限定付適正意見または意見拒否	想定していない
重要な未確定事項が存在する	限定付適正意見または意見拒否	限定付適正意見または意見拒否	限定付適正意見または意見拒否

1. 継続企業の前提の適切性判断

監査人は、まず、識別した事象・状況とこれに対応する経営計画等の検討の結果を踏まえて、経営者が継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが適切であるかを判断しなければならない（GC監査実務指針第17項）。この判断は、どのような状態をもって継続企業ではない（または継続企業である）と見なすかに左右される。GC監査実務指針では、①更生（再生）手続開始決定の取消し、更生（再生）計画の不認可、②整理開始後の破産宣告、③破産法の規定による破産の申立てなどの一定の事実が存在すれば、継続企業の前提は成立せず、継続企業を前提として財務諸表を作成することは不適切であると判断すべきとしている（GC監査実務指針第18項）。

継続企業を前提として財務諸表を作成することは不適切であると判断し、かつ財務諸表が継続企業を前提として作成されている場合には、不適正意見を表明する（「監査基準」第四・六、GC監査実務指針第24項）。継続企業の前提が成立していないことを理由とする不適正意見の文例は監査報告書実務指針案に示されている。

継続企業の前提の適切性判断に関する規定には、先の経営者による継続企業の前提の評価と同様の問題点が存在している。図3にも示しているように、継続企業の前提が成立していないため経営者が継続企業を前提としないで財務諸表を作成するという選択肢が想定されていない。この規定を文字どおりに解釈すると、一定の事実が存在する場合には、自動的に不適正意見が表明されることになる。これに対してISA570とSAS AUセクション341では、経営者が継続企業の前提の使用は不適切であると結論し、清算基準のような代替的会計基準によって財務諸表を作成している場合、当該基準が適切であれば、無限定適正意見を表明するとともに追加区分（事項の強調または説明文節）を記載することが規定されている。

継続企業の前提が成立していない場合に継続企業を前提として財務諸表が作成されていれば、当然に不適正意見が表明されるべきである。論理的には、その一方で、経営者が継続企業の前提是適切でないと判断した場合には、適

切な代替的会計基準で財務諸表を作成するよう指示し、監査人に対しては、当該代替的会計基準およびその適用が適切であれば、無限定適正意見の表明を求めるべきである。また、先述のとおり、会社の解散や営業譲渡を理由に継続企業を前提としない財務諸表を作成、開示している事例もあり、このような場合への対処も明らかではない。

2. 無限定適正意見

監査人は、経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であると判断した場合には、継続企業の前提に関する重要な疑義に関わる事項を注記する必要があるかどうか、また、注記する場合にはその内容が適切であるかどうかについて検討しなければならない（GC 監査実務指針第17項）。

継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に重要な疑義が認められない場合には、無限定適正意見が表明される（GC 監査実務指針第19項）。

継続企業の前提に重要な疑義が認められ、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合には、当該事象・状況の開示について注意を喚起するため、当該重要な疑義に関する事項について監査報告書に追記しなければならない（「監査基準」第四・六、GC 監査実務指針第20項、監査報告書実務指針案III・1(1)④(ア))。監査報告書に追記情報として記載する事項は、次のとおりである（GC監査実務指針第20項、監査報告書実務指針案III・1(1)④(イ))。

- ① 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況
- ② 注記されている事象・状況は継続企業の前提に重要な疑義を抱かせるものである旨
- ③ 当該事象・状況に対する経営計画等が注記されている旨
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に係る不確実性から生じる可能性のあるいかなる影響も財務諸表には反

映されていない旨

ISA570およびSAS AUセクション341においても、継続企業の前提に重要な疑義が認められ、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に注記されていると判断して無限定適正意見を表明する場合には、当該疑義およびその注記開示への注意を喚起するための追加区分（事項の強調または説明文節）を監査報告書に記載することが要求されているが、その記載内容については文例が示されているだけで、わが国ほど具体的には規定されていない。アメリカにおける説明文節の記載事例には、SAS AUセクション341に示されている文例の内容から一部を省略した記載が少なからず見受けられることや、重要な偶発事象および後発事象も追記情報に記載されることから、追記情報の記載内容に関する具体的な規定は、追記情報の意図している内容が曖昧とならないために重要な意義を持つと考える。なお、継続企業の前提に関する追記情報の文例は、監査報告書実務指針案に示されている。

なお、継続企業の前提に関する開示に対しては、それが企業存続能力にかかわるものであることから、経営者の反発ないし消極的な姿勢が予想される。適切な注記開示がなされるように監査人の指導性の発揮、および監査意見表明を通じた適切な対応が必要となろう。

3. 開示限定・不適正意見

監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められ、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、または不適正意見を表明し、その理由を記載しなければならない（「監査基準」第四・六・2、GC監査実務指針第21項）。限定付適正意見および不適正意見の文例は、監査報告書実務指針案に示されている。

4. 監査範囲の制約

すでに述べたように、経営者は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる

事象・状況が存在している場合、その疑義を解消させるための経営計画等を策定することが予定されている。これは当然のことといえるが、仮に経営者がこのような経営計画等を策定していない場合、または策定していても合理的でない場合には、監査人は、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断し、限定付適正意見の表明か、または意見を表明しないことが要求されている。また、経営者による継続企業の前提の評価期間が貸借対照表日の翌日から1年に満たない場合も同様である（「監査基準」第四・六・3、GC監査実務指針第22項）。意見を表明しない場合の文例は、監査報告書実務指針案に示されている。

5. 経営者確認書

「監査基準」には規定されていないが、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合、GC監査実務指針第25項は、「経営者が継続企業を前提に財務諸表を作成することは適切であると判断していること」、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況を識別している場合には経営計画等を含めその内容はすべて監査人に説明していること」などを記載した経営者確認書の入手を要求している。なお、JICPA 監査基準委員会報告書第3号（中間報告）「経営者による確認書」にも、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合の経営者確認書における確認事項の例が示されている（第7項）。監査人が必要と認めて記載を求めた事項の全部または一部について経営者が確認を拒否した場合には、監査範囲の制約として、限定付適正意見の表明または意見を表明しないことを検討しなければならない（第8項）。ただし、「経営者が確認を拒否した事項が財務諸表監査の前提となるような事項である場合には、原則として監査人は意見を表明してはならない」とされていることから、継続企業の前提にかかる確認が拒否された場合には、意見を表明しないことになると思われる。

6. 未確定事項

今回の改訂により、「監査基準」における未確定事項の取り扱いが明確化された（第四・五）。継続企業の前提に関する、将来の帰結が予測し得ない事象・状況の財務諸表への影響が複合的で多岐にわたる場合、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて、意見を表明しないという選択肢が認められている（GC監査実務指針第23項）¹²⁾。ただし、継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合に、当該疑義が重要な未確定事項に相当するかについては、慎重な判断が求められる。

VI むすび

GC問題に関するわが国監査基準の規定とISA570およびSAS AUセクション341の規定とを比較すると、わが国の規定は基本的には前者と同じ枠組みを採用し、部分的に後者の規定を採用している。全体として国際的な水準と遜色のない規定となっていると判断できる。

ただし、現在の規定に内在する問題点として、経営者による継続企業の前提の適切性の評価に関して、「適切でない」という判断に関する規定が欠落していることが指摘できる。これは、企業会計制度において継続企業を前提としない財務諸表の作成、公表を予定するか否かによって左右される。これを予定しないのであれば、経営者に対して「継続企業の前提の適切性」を聞くことなく、「重要な疑義を抱かせる事象・状況の存否」のみを要求すべきであろう。反対に、これを予定するのであれば、その場合における経営者および監査人の対応について規定する必要がある。また、現在のところ、経営者による継続企業の前提の評価と重要な疑義を抱かせる事象・状況に関する責任規定は整備途上にある。わが国では従来から、法的拘束力（強制力）を有

12) ゴーイング・コンサーン問題にかかる未確定事項の存在を理由として意見が表明されないケースは稀である。筆者が1994年から1999年までのアメリカにおける監査報告書の実態を調査した結果では1例しか発見できなかった。この事例については、次の論文に監査報告書を紹介している。拙稿「アメリカにおけるゴーイング・コンサーン問題の現状」『経営財務』No.2545、2001年10月、税務研究会、37頁。

する法令・規則等が重視され、実務上の指針には会社側の反発が強いと言われている。監査人の指導性の発揮が求められるとともに、やはり適切な会計基準の設定が必要であろう。

次に、GC問題に関する監査基準の適用において問題となるのは、①重要な疑義を抱かせる事象・状況の識別、②経営計画等の合理性と有効性（どの程度疑義を解消ないし改善するか）の評価、③監査意見形成時における重要な疑義の存否に関する判断、および④注記開示の適切性に関する判断といった、さまざまな判断であろう。GC問題は企業の存続能力にかかわる問題であるだけに、経営者と監査人の意見が対立することも予想される。また、上述のような判断には、これまでの財務諸表監査において必要とされた判断とは異なる性質のものも含まれる。これらの判断に関する実務上の経験および研究の蓄積が重要であると考える。

最後に、ここまで指摘した諸問題の解明に貢献しうる研究上の課題としては、①監査意見形成構造およびリスク・アプローチにおけるGC問題の位置付けの理論的整理（適正性命題との関係、監査リスクとの関係）、②継続企業の前提の適切性判断にかかわる規準の明確化（判断指標および判断プロセスの明確化）、③監査基準適用状況（注記開示・追記情報の記載実態）の追跡調査がある。これらは今後の課題としたい。

（筆者は関西学院大学商学部助教授）